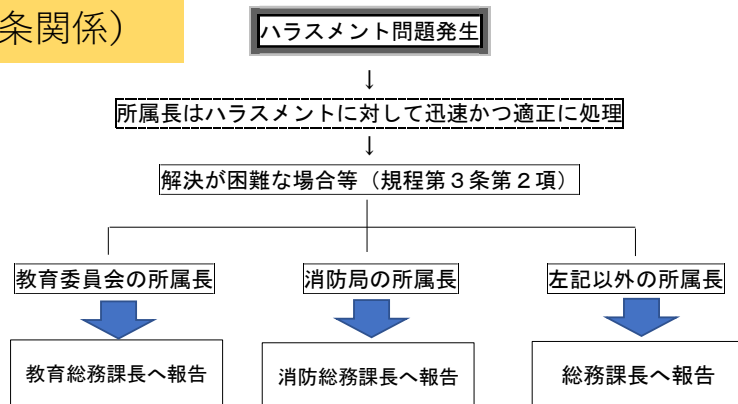


職場におけるハラスメント防止対策について

薩摩川内市職員のハラスメント防止等に関する規程ができました

1. 所属長の責務について（規程第3条関係）

- 所属長はハラスメントの防止に努めなければならない。
- ハラスメントが発生した場合は迅速に対処しなければならない。
- 解決が困難な場合は教育委員会内の所属長は教育総務課長、消防局内の所属長は消防総務課長、それ以外の所属長は総務課長に報告しなければならない。



2. ハラスメント相談窓口（規程第6条関係）

ハラスメント事案の解決を目指すため、ハラスメント相談窓口を開設しています。

教育委員会の職員 ➤ 教育総務課へご相談ください

消防局の職員 ➤ 消防総務課へご相談ください

それ以外の職員 ➤ 総務課へご相談ください

総務課長、教育総務課長、消防総務課長は速やかに事実関係の調査及び確認を行い、適切な解決を図るよう努める。（規定第7条関係）

職場のセクハラ、パワハラ、マタハラ、モラハラ等ご相談ください。



- 教育総務課、消防総務課、総務課の人事厚生を担当する職員にご相談ください。
- 相談を受けた職員は相談内容に十分注意しながら課長を中心として解決に努めます。



3. ハラスメント対策委員会の設置について（規程第8条関係）

総務課長、教育総務課長、消防総務課長による調整の結果、解決が困難であると認められる場合はハラスメント対策委員会にて解決を図ります。

◆ハラスメント対策委員会委員

- ① 行政管理部長（委員長）
- ② 教育部長
- ③ 消防局長
- ④ 職員組合代表職員
- ⑤ 委員長が指名する職員



- 解決法について審議し、委員会としての結論を出す。
- 案件によっては、ハラスメント加害職員に対して強い勧告を行う。

お問い合わせ先

薩摩川内市行政管理部総務課人事職員グループ